

令和5年8月18日発行

## I 令和6年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和6年1月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載先 URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」  
 URL:<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 介護ロボット導入支援事業及び ICT 導入支援事業の要望調査について

このことについて、来年度（令和6年度）の補助事業の利用予定を把握し、予算要求の参考としたいので、介護ロボット及び ICT の導入計画がある場合は、以下により必ず回答願います。

1. 調査対象施設 県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
2. 調査票について

(1) 様式・提出先 ながの電子申請サービスから提出

URL: [https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=35476](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35476)

(2) 提出期限 令和5年9月20日（水）

○掲載先

「県トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「介護ロボット・ICT 導入支援について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

## III 信州医療・福祉従事者メンタルサポート窓口のご案内

医療機関等従事者、介護等福祉施設従事者を対象に、メンタルヘルス等に関する専用相談窓口を設置しました。メンタルヘルスに加え、身体の健康、職場・仕事・家庭などに関する相談を幅広く受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

詳しくはこちらをご覧ください。[https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/mental\\_support.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/mental_support.html)

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

## IV 社会福祉法人の「決算書の読み方」講座の開催について

長野県社会福祉協議会では、社会福祉法人のチームリーダー等職員が「福祉サービス」と「数字」をリンクして考え、事業改善の提案・経営参画できる力を身につけるため、社会福祉法人会計基準の財務諸表を読み解き、自らの法人・事業所の現状を把握する基礎的な知識習得を目指す研修を実施します。

1. 日程・会場

開催日	会場	定員	受講申込期間
10月18日(水)	松本市浅間温泉文化センター	60名	8月28日(月)～9月19日(火)

## 2. 受講対象等

- (1) 社会福祉法人のチームリーダー等で現に経営に関わる、今後関わる見込みのある方
- (2) 社会福祉法人の決算書(財務諸表等)の読み方・構造を学びたい方

## 3. 研修内容

- (1) 財務諸表(貸借対照表・資金収支計算書・事業収支計算)とは
- (2) 財務諸表の見るべきポイント
- (3) 所属法人の現状把握(法人全体・拠点区分別)
- (4) 社会福祉充実残額と充実計画について

※この研修は、社会福祉法人会計基準に基づき実施します。研修当日は、令和4年度及び令和3年度の決算書(法人全体と拠点区分別)と電卓をお持ちください。

## 4. 申込方法 本会受講管理システム(<https://www.career-net.jp/kensyu/>)からお申込みください。

5. 受講料 7,000円

6. その他 詳細については、実施要領をご覧ください。<https://bit.ly/44Q5xyr>

【問合せ先】 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター  
電話：026-226-7330 電子メール：[kensyu@nsyakyu.or.jp](mailto:kensyu@nsyakyu.or.jp)

## V 「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」のご案内

長野県では、従業員への奨学金返還支援制度を設けるなど所定の要件を満たした県内の中小企業等に対して、負担額の一部を助成する「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」を実施しております。制度導入により、企業ブランド力向上や人材確保の面で効果が見込めるほか、導入企業は専用サイトで紹介され、学生等求職者へのPRを行うことができますので、ぜひご活用ください。詳細は専用サイトをご覧ください。

専用サイト URL：<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>

【問合せ先】 長野県 産業労働部 労働雇用課 労働環境係 電話：026-235-7118 (直通)

## VI 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業員の方に周知していただきますようお願いいたします。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2023年10月1日～2023年10月31日	2023年8月11日～2023年9月10日
2023年11月1日～2023年11月30日	2023年9月11日～2023年10月10日

※令和5年(2023年)8月及び9月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

**※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

県では、皆様にご提供したい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)